改正

平成元年3月23日条例第12号 平成19年3月30日条例第4号 平成26年3月20日条例第6号

韮崎市行政財産使用料条例

(目的)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規 定により徴収する行政財産の使用料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料の納入)

第2条 行政財産の使用については、別表に定める使用料を、市長の発行する納入通知書により、 その使用前に納入しなければならない。

(使用料の減免)

- 第3条 使用料は、次の各号に掲げる場合においては、これを減額し、又は免除することができる。
 - (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用として使用する場合
 - (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合
 - (3) 市職員の福利厚生施設として使用する場合
 - (4) 前各号のほか、公共目的のために使用する場合

(既納の使用料)

第4条 既に納入した使用料は、還付しないものとする。ただし、使用の許可を受けた者の責に帰さない理由により使用の許可を取り消したときはこの限りでない。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、韮崎市公有財産管理規則(昭和40年9月韮崎市規則 第4号)の定めるところによる。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用させている行政財産の使用料に関してはなお従前の例による。

附 則(平成元年3月23日条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

使用目的の区分	使用料の額(年額)	備考
1 電柱その他これ に類するものを設	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)	1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面
	の別表に掲げる額	積が1平方メートル未満である
	1メートル当り80円	ときはその端数面積又は全面積 は1平方メートルとする。 2 使用の長さに1メートル未満
ものを設置する目 的で使用するとき。		の端数があるとき又は使用の全 長が1メートル未満であるとき
		はその端数の長さ又はその全長 は1メートルとする。
するとき。	乗じて得た額の100分の 4相当額。ただし、消費	3 使用期間に1年若しくは1月に満たない期間があるとき、又
	税法施行令(昭和63年政 令第360号)第8条に該当	
	たない場合及び駐車場そ	間又はその全期間は月割若しく は日割計算により算定する。 4 使用料の額に10円未満の端数
	 て使用する場合は、100分	
	当該建物1平方メートル	
	 電柱その他これに類するものを設置する目的で使用するとき。 ガス管、水道管その他これに類するものを設置する目的で使用するとき。 1及び2の目的以外の目的で使用 	1 電柱その他これ 電気通信事業法施行令 に類するものを設 (昭和60年政令第75号) の別表に掲げる額 するとき。 2 ガス管、水道管そ の他これに類する ものを設置する目 的で使用するとき。 3 1及び2の目的 当該土地1平方メートル 当りの価格に使用面積を 乗じて得た額の100分の 4 相当額。ただし、消費 税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に該当する使用期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って使用する場合は、100分の4.32相当額

	乗じて得た額の100分の	
	10.8相当額	